

沖縄県介護支援専門員実務研修の最終日における申請書の提出受付について

沖縄県介護支援専門員実務研修（以下「実務研修」という。）の修了後、介護支援専門員として実務に就くために必要な手続について、4月から介護支援専門員の実務に就く予定があり、3月中に介護支援専門員証を交付する必要がある方のみを対象に実務研修最終日に申請書の提出を受け付けます。

なお、当該申請書のチェックのため受け付けにはかなりの時間を要する可能性があります。上記の対象に該当しない方は後日郵送にて提出していただきます。

以上のことをご了承のうえ、実務研修最終日の申請書提出を希望する方は下記の書類をご準備ください。

記

【提出書類】

- (1) 介護支援専門員資格登録申請書（別記第1号様式）
- (2) 介護支援専門員証交付申請書（別記第2号様式）
- (3) 実務研修修了証明書の写し（実務研修最終日に配布）
- (3) 住民票（抄本可）
- (4) 沖縄県証紙1,200円×2（(1)、(2)の申請書に貼り付けのうえ提出）
- (5) 写真1枚（縦3cm×横2.4cm、裏に氏名を記入してください。）

※ 添付書類の詳細については、介護支援専門員証交付申請書（有効期間の更新）の「注意事項」にも記載しています。必ず一読し、ご確認ください。

※ 希望者は介護支援専門員証交付申請書の「備考」欄に4月から実務に就く旨を記入してください。

【問い合わせ先】

県庁高齢者福祉介護課 島

TEL098-866-2214 Fax098-862-6325

沖縄県収入証紙購入場所一覧

● 注意事項 ●

- ①沖縄県収入証紙は、郵便局で売っている収入印紙ではありません。
- ②所定の金額を超える納入があった場合も差額を返金することができません。

(平成26年8月12日現在)

	名称		販売時間
銀行等	㈱琉球銀行	本・支店等	9時～16時
	㈱沖縄銀行	本・支店等	9時～15時
	㈱沖縄海邦銀行	本・支店等	9時～15時
	コザ信用金庫	本・支店等	9時～15時
北部地区	名護地区交通安全協会	名護市東江5-20-5(名護警察署内)	8時30分～17時(昼休み)
	(社)沖縄県食品衛生協会北部支部	名護市中大2-13-1(北部福祉保健所2階)	8時30分～17時15分(昼休み)
	新城みちる	名護市字大南1-13-11(北部合同庁舎1階売店)	8時30分～17時
	伊江村	伊江村字東江前38(伊江村役場1階出納課)	8時30分～17時15分(昼休み)
	東村	東村字平良804(東村役場住民課)	8時30分～17時15分(昼休み)
	伊是名村	伊是名村字仲田1203(伊是名村役場総務課)	8時30分～17時15分(昼休み)
	伊平屋村	伊平屋村字我喜屋251(伊平屋村役場住民課)	8時30分～17時15分(昼休み)
中部地区	うるま地区交通安全協会	うるま市字太田100(具志川警察署1階)	9時～16時
	日本溶接協会沖縄県支部	うるま市字洲崎12-2(工業技術センター1階)	8時30分～17時15分
	沖縄地区交通安全協会	沖縄市山里2-4-20(沖縄警察署1階)	9時30分～18時
	沖縄県食品衛生協会中部支部	沖縄市美原1-6-28(中部福祉保健所1階)	8時30分～17時(昼休み)
	沖縄県中古自動車販売商工組合	北中城村字荻堂390-1	9時～18時
	沖縄県交通安全協会連合会中部講習所	沖縄市字南桃原4-27-22(安全運転学校中部分校内)	8時30分～17時
那覇市内	沖縄県指定自動車教習所協会	那覇市西3-7-11(安全運転学校近く)	8時30分～16時30分
	沖縄県母子寡婦福祉連合会	那覇市旭町116-37(南部合同庁舎2階売店)	9時～18時
	那覇地区交通安全協会	那覇市与儀1-2-9(那覇警察署1階)	9時30分～18時
	沖縄県食品衛生協会那覇支部	那覇市与儀1-3-21(中央保健所2階)	8時30分～17時15分
	金秀商事株式会社	那覇市泉崎1-2-2(県庁本庁舎地下1階売店)	7時30分～19時
	名嘉正明	那覇市壺川1-4-15(なか労務管理共同事務所2階)	9時～17時
	沖縄県防犯協会連合会	那覇市旭町7(サザンプラザ海邦内)	9時30分～18時(昼休み)
	沖縄県電気工事業工業組合	那覇市古波蔵4-12-7	8時30分～17時30分
南部地区	浦添地区交通安全協会	浦添市字仲間2-51-1(浦添警察署内2階)	9時～17時
	糸満地区交通安全協会	糸満市西崎1-4-2(糸満警察署1階)	9時30分～17時
	栗国村	栗国村字東367(栗国村役場会計課)	8時30分～17時15分(昼休み)
	沖縄県交通安全協会連合会	豊見城市字豊崎3-57(連合会事務所・運転免許センター内)	8時～17時(日曜日は営業)
	豊見城地区交通安全協会	豊見城市字瀬長17-8(豊見城警察署内1階)	9時30分～18時15分
	島袋剛吉	豊見城市字真玉橋274-3赤嶺ビル207(島袋行政書士事務所)	9時～18時
	与那原地区交通安全協会	与那原町字与那原3085(与那原警察署1階)	9時30分～17時
	沖縄県公衆衛生協会	南城市大里字大里2013(衛生環境研究所内)	8時30分～17時
	沖縄県計量協会	南風原町字新川272-5(計量検定所内2階)	8時30分～17時15分
	沖縄県食品衛生協会南支部	南風原町字宮平212(南部福祉保健所1階)	8時30分～17時15分
	沖縄県食肉連絡協議会	南城市大里字大城1927(沖縄県食肉センター内)	9時～17時
	座間味村	座間味村字座間味109(座間味村役場会計課)	8時30分～17時15分
	沖縄県農業協同組合南大東支店	南大東村字在所314(金融課)	8時30分～16時
	沖縄県農業協同組合北大東支店	北大東村字中野179-1(金融共済組合課)	8時30分～16時
渡嘉敷村	渡嘉敷村字渡嘉敷183番地	8時30分～17時15分	
宮古地区	宮古島地区交通安全協会	宮古島市平良字西里1092-1(宮古警察署1階)	8時30分～17時30分(昼休み)
	沖縄県食品衛生協会宮古支部	宮古島市平良字東仲宗根476(宮古福祉保健所2階)	9時～17時(昼休み)
	多良間村	多良間村字仲筋99番地2(多良間村役場住民福祉課)	8時30分～17時15分
八重山地区	八重山地区交通安全協会	石垣市字登野城894-1(八重山警察署1階)	9時30分～17時00分(昼休み)
		石垣市字平得343-2(安全運転学校八重山分校1階)	8時30分～16時45分(昼休み)
	沖縄県食品衛生協会八重山支部	石垣市真栄里438(八重山福祉保健所1階)	8時30分～17時15分(昼休み)
	竹富町西表東部出張所内	竹富町字南風201-47	8時30分～17時15分(昼休み)
	竹富町西表西部出張所内	竹富町字上原584-1	
	竹富町波照間出張所内	竹富町字波照間2751-1	
	与那国町漁業組合	与那国町字与那国4022	8時30分～17時30分
	自治労石垣市職員労働組合共済会	石垣市美岬町14番地(石垣市役所内売店)	8時30分～17時15分(昼休み)
むりぶし	石垣市字真栄里438番地1(八重山合同庁舎1階)	8時30分～17時30分	

介護支援専門員資格登録申請書

平成 年 月 日

沖縄県知事 様

氏名 印

連絡先
電話番号 - -

※平日の日中に連絡可能な番号（職場可）をお願いします。

介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項の規定に基づき、下記により介護支援専門員の登録を申請します。

介護保険制度の適正な実施を図るために必要があるときは、登録された事項を国又は他の都道府県に提示することに同意します。

記

ふりがな 氏名	
生年月日	年 月 日
住所	〒
実務研修 修了都道府県	都道 府県
実務研修 修了年月日	年 月 日
誓約書	私は、次の事項のいずれにも該当しない者であることを誓約します。 1 成年被後見人又は被保佐人 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 3 介護保険法（以下「法」という。）その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 4 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者 5 法第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第69条の6第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者 6 法第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者 7 法第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定するまでの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く）であって、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しない者

（注意事項）

1 実務研修とは、介護保険法第69条の2第1項の規定による介護支援専門員実務研修をいう。

2 次の書類を添付すること。

(1) 実務研修修了証明書の写し

(2) 住民票（申請者の氏名及び住所がわかる部分が記載されているもので、発行日から6か月以内のもの）

沖縄県証紙貼付 1,200円分

（銀行で購入し、糊は使わず、水に濡らして貼り付けてください）
（糊は剥がれるため）※郵便局で売っている収入印紙ではありません。

介護支援専門員証交付申請書

平成 年 月 日

沖縄県知事 様

氏名

印

（ 連絡先
電話番号 — — ）

※平日の日中に連絡可能な番号（職場可）をお願いします。

介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の7第1項の規定に基づき、下記により介護支援専門員証の交付を申請します。

記

ふりがな 氏名	
生年月日	年 月 日
住所	〒
登録番号	
登録年月日	年 月 日
備考	

（注意事項）

- 1 介護保険法第69条の7第1項及び2項の規定より、登録を受けた日から5年以内に交付を申請することができる。登録と同時申請の場合は、登録番号と登録年月日の欄には何も記入しないこと。
- 2 介護保険法第69条の7第2項の規定より、登録を受けた日から5年以上の者、または交付を受けた介護支援専門員証の有効期間が満了した者が交付を申請する場合、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第113条の16に規定する再研修の修了証書の写しを添付すること。
- 3 介護保険法第69条の7第5項の規定より、登録の移転の申請とともに介護支援専門員証の交付の申請を行う場合、現に有する介護支援専門員証の原本と引換えに行うものとする。なお、原本を郵送で提出する場合には、事故等による紛失を避けるため「簡易書留」での郵送を推奨する。
- 4 写真（次に掲げるものに限る。）を添付すること。
 - (1) 申込者本人が1人で写っているもの（カラー、白黒どちらでも可）
 - (2) 申請日から6か月以内に撮影したもの
 - (3) 縦3.0cm×横2.4cmの大きさとふちなしのもの
 - (4) 正面、脱帽、無背景、上半身を撮影した写真で、本人とすぐに判別できる鮮明なもの
 - (5) 写真の裏面に申請者の「氏名・生年月日・登録番号」を記入すること

沖縄県証紙貼付 1,200円分

（銀行で購入し、糊は使わず、水に濡らして貼り付けてください）
（糊は剥がれるため）※郵便局で売っている収入印紙ではありません。